

重要

緊急時の対応について

1 緊急時とは

地震・火災・風水害・不審者侵入等

2 緊急時、学校から保護者への連絡方法

緊急連絡メール・学校ホームページ・電話（メール未登録家庭等対象家庭のみ）

3 学校の対応

（1）地震（在校時）

【震度5弱以上】

校庭(体育館)避難 →待機 →保護者による引き渡し下校

★「保護者による引き渡し下校」の連絡がなくても、保護者の判断で迎えに来られた方には、担任から児童・生徒を引き渡します。（人員確認しますので、必ず担任を通してください。）

★「保護者による引き渡し下校」の場合、児童引き渡しカードに記載された方が迎えにくるまで「学校待機」とします。

（2）風水害

①登校前

・午前6：00の時点で厚木市に「警報」（「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」など）が発令されている場合は、午前7：00までに「緊急連絡メール」「学校ホームページ」で登校時間、日課等についてお知らせします。

②在校時（今後の悪天候が予想される場合）

・「保護者あての通知文」「緊急連絡メール」「学校ホームページ」で当日、翌日等の日課変更をお知らせします。

（3）不審者侵入等

状況に応じて教職員引率による集団下校または保護者による引渡し下校を実施し、「保護者あての通知文」「緊急連絡メール」「学校ホームページ」でお知らせします。